

議提議案第10号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月19日提出

提出者 相模原市議会議員 須田 毅
提出者 相模原市議会議員 大沢 洋子
提出者 相模原市議会議員 大崎 秀治
提出者 相模原市議会議員 松永 千賀子
提出者 相模原市議会議員 野元 好美

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第1条及び第2条関係)

単位：月

| 区分 | 現行 | | | 改定後 | | |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 6月期 | 12月期 | 合計 | 6月期 | 12月期 | 合計 |
| 市議会議員 | 1.675 | 1.675 | 3.35 | 1.675 | 1.575 | 3.25 |
| | | | | 1.625 | 1.625 | 3.25 |

備考 改定後の欄の上段は令和3年度の支給割合、下段は令和4年度以降の支給割合

2 施行期日

令和3年12月1日。ただし、令和4年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和4年4月1日